

年次調査のための報告書

(有機農産物の生産行程管理者)

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長 齋藤 修 殿

記入日 年 月 日

名称及び代表者氏名				印
認定番号				
住所もしくは所在地				
電話		ファックス		
担当者				
E-Mail				

- * 認定生産行程管理者には、年一回以上、監査を受けることが義務付けられています。この監査を、年次調査と呼んでいます。
- * 年次調査予定月の前々月の10日を目途に、必要事項を記入し提出してください。

I、変更の有無についての報告

認定後もしくは前回の調査以降、下記項目についての変更の有無を記入してください。変更がある場合、変更点を明確にして、新しい内容を示した書類を添付してください。

項目	変更の有無		変更した場合で添付する書類の名称
生産に係る施設(圃場、選果場など)	変更有り	変更なし	
代表者	変更有り	変更なし	
生産行程管理責任者	変更有り	変更なし	
生産行程管理担当者	変更有り	変更なし	
格付責任者及び担当者	変更有り	変更なし	
格付を予定する農林物資(農産物の名称で記入)	変更有り	変更なし	
内部規程の見直しを行いましたか	実施	未実施	*変更の有無ではなく、見直しを実施したか否かを記載してください。
見直しの結果、下記の規程の変更が必要となりましたか			
生産管理に係る内部規程	変更有り	変更なし	
格付規程	変更有り	変更なし	

II、生産販売した農産物のクレーム等に関する報告

有機農産物へのクレーム件数	主たるクレームの内容

Ⅲ、格付の実績についての報告

農産物の区分	有機農産物の名称	規格	総格付点数	総量 (単位はk l もしくはkg)	集計の期間

欄が不足する場合、別紙で作成してください。農産物の区分は、追記1：認定生産行程管理者が格付の実績報告を行う場合の農産物の区分を参照。

Ⅳ、JAS証票の管理について

集計の期間	年 月 日 から	年 月 日まで
前期末残（前回報告時集計の最終残）		枚
今期総印刷枚数		枚
今期総使用枚数		枚
廃棄ロス等処分した数		枚
期末（集計期間の最後）在庫数		枚

Ⅴ、関連の質問(グループの場合はグループ全体で考えてください)

1. 並行生産の状態について

有機農産物以外の農産物の生産はありますか。

ない ある

有機農産物と同一種類の非有機農産物の生産は、ありますか。

ない ある

2. 米の小売を行っている場合、秤の校正はどうしていますか。(該当箇所に○)

2年に一回の検定を受けている

分銅などにより適正な目盛を示すことを確認している

何もしていない

VI、有機農産物の生産管理について添付する記録

次の記録を添付してください。

- ① 当該農産物の生産行程管理記録（格付のために通常つけているもの。分量が多い場合は、作物ごとのサンプルを添付。実地検査時にすべてを確認します）
- ② 乾燥、調製、精米とおこなっている場合は、特定の生産荷口を選び（生産行程管理記録をサンプリングした場合は、そのサンプリングしたものに該当する生産荷口）
当該ロットの乾燥、調製、精米にかかわる記録
- ③ 特定のロットを選び、格付の検査の記録及び格付の実施記録（生産行程管理記録をサンプリングした場合はそれに該当する生産荷口）
- ④ 特定のロットを選び、出荷の記録（生産行程管理記録をサンプリングした場合はそれに該当するロット）
- ⑤ 出荷している有機農産物のすべての表示の見本
*コピーや写真でもかまいませんが、JAS マークの実際の大きさがわかることと記載している文章などがすべて読めるようにして下さい。
*JAS マークを単独で印刷されている場合は、JAS マークのサンプル。
- ⑥ 今年の生産計画（もしくは）栽培管理計画

追記1：認定生産行程管理者が格付の実績報告を行う場合の農産物の区分

(2013年改訂の2013年の分類)

- ① 野菜（タケノコ、大麦若葉、明日葉及びイチゴ、メロン、スイカ等の果実的野菜類を含む）
- ② 果実
- ③ 米
- ④ 麦
- ⑤ そば
- ⑥ 大豆
- ⑦ その他豆類（落花生を含む）
- ⑧ 雑穀類（トウモロコシ、きび、アマランサス等）
- ⑨ ごま
- ⑩ 緑茶（荒茶）
- ⑪ その他茶葉（紅茶の生葉、ルイボス等）
- ⑫ コーヒー生豆
- ⑬ ナッツ類（栗を含む）
- ⑭ さとうきび
- ⑮ こんにやく芋
- ⑯ パームフルーツ
- ⑰ きのこと類
- ⑱ 桑葉
- ⑲ 植物種子（ひまわりの種、菜種、亜麻の種等）

⑳ 香辛野菜、香辛料原料品 (ハーブを含む)

21 カエデの樹液

22 その他の農産物 (①~21 及び 23 以外)

23 米ぬか (小袋詰めして販売した場合)

(注記):米糠は加工食品に分類されています。農林水産省への報告では加工食品の項目で報告します。加工食品ですが、例外的に有機農産物の生産行程管理者や有機農産物の小分け業者(精米業者)に格付の表示が認められていますので、この用紙で報告いただけるように有機中央会が独自でこの項を設けたものです。

改訂履歴

版	改訂事項	改訂日
第1版	制定	2000年6月18日
第2版	変更の有無の項目を変更：認証委員会決定	2003年12月20日
第3版	農産物の区分を変更	2005年3月
第4版	理事長の交代の伴う変更	2005年5月15日
第5版	改正 JAS 法施行に伴う改訂	2006年2月15日
第6版	再認定終了者用を制定	2007年1月28日
第7版	農産物の区分を改訂	2008年4月1日
第8版	2006年改正 JAS 法による認定取り直しに関する意思の確認に係る項目を削除及び関連質問の項を追加	2009年7月19日
第9版	担当者、E-Mailなどを追加	2010年11月5日
第10版	VIタイトル 添付する記録であることを明記 農産物の分類を2013年分類に改訂	2013年7月31日